定期講習の受講のお願い

一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、
登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。
受講期限内に受講しない場合は、建築士法第10条の規定に基づき
戒告または2ヶ月間の業務停止処分等の対象となります。

＜受講期限について＞

①受講経験がある場合

・前回受講した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。

・前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講してから3年を超えた日以降に、再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。

・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年を超えた日以降に所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、
登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。
受講期限内に受講しない場合は、建築士法第10条の規定に基づき
戒告または2ヶ月間の業務停止処分等の対象となります。

・これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。

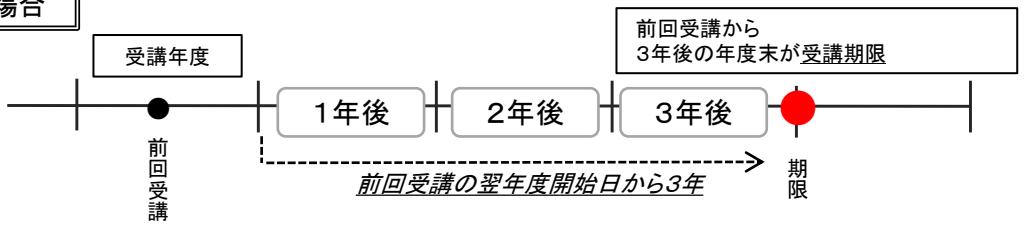
・受講期限は、構造/設備設計一級建築士証の交付を申請するにあたり受講した構造/設備設計一級建築士講習又は構造/設備設計一級建築士定期講習を修了した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算して、3年後の3月31日までが受講期限。

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

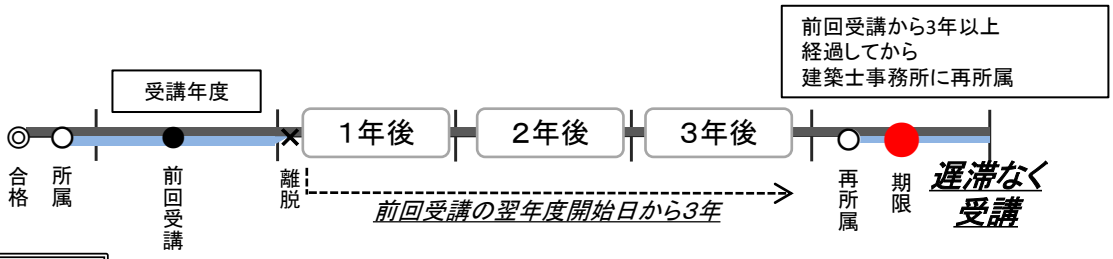
受講期間

受講経験がある方の場合

建築士法施行規則
17条の36
［原則］
受講経験あり

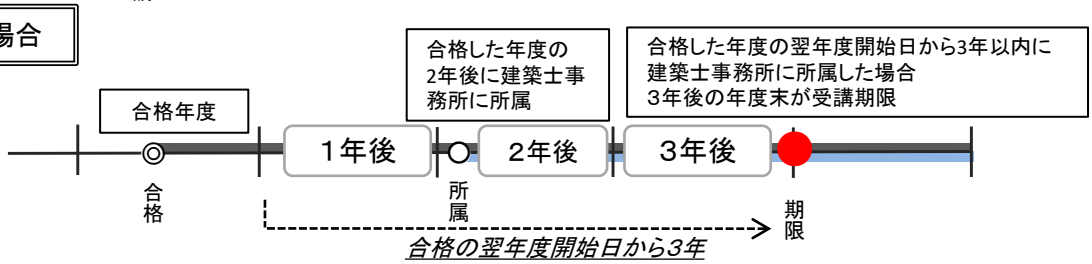


建築士法施行規則
17条の37 ハ
［例例外］
受講経験有り、前回受講から3年経過後に再所属

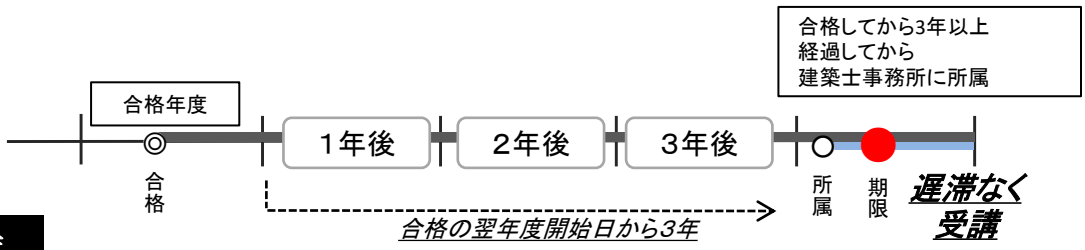


受講経験がない方の場合

建築士法施行規則
17条の37 イ
［例外］
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年以内に所属



建築士法施行規則
17条の37 ロ
［例外］
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年経過後に所属



登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(公財)建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.jaeic.or.jp/
(株)日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001.com/
(株)総合資格学院法定講習センター	一級、二級、木造	http://www.shikaku.co.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/
(株)ＥＲＩアカデミー	一級、二級、木造	http://www.a-eri.co.jp/
(株)確認サービス	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/
TAC(株)	一級、二級	http://www.tac-school.co.jp/
（株）Gakken LX	一級、二級	https://kenchiku.gakkenlx.jp/